

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月18日
【会社名】	リコーリース株式会社
【英訳名】	RICOH LEASING COMPANY,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 松石 秀隆
【本店の所在の場所】	東京都江東区東雲一丁目7番12号
【電話番号】	03 (6204) 0700 (大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 専務執行役員 長田 泰賢
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区東雲一丁目7番12号
【電話番号】	03 (6204) 0700 (大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 専務執行役員 長田 泰賢
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年6月16日開催の当社第39回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月16日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金27円50銭

その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 8,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 8,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社社員の範囲が変更されたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第25条及び第32条の規定を変更する。

第3号議案 取締役6名選任の件

松石秀隆、長田泰賢、吉川淳、佐藤邦彦、眞鍋求及び志賀こず江を取締役に選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

角田久樹を補欠監査役に選任する。

第5号議案 取締役賞与支給の件

取締役5名に対し、取締役賞与を総額23,000,000円支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	269,499	12,687	-	(注)1	可決 94.88
第2号議案	281,896	290	-	(注)2	可決 99.25
第3号議案					
松石 秀隆	256,143	26,043	-	(注)3	可決 90.18
長田 泰賢	280,240	1,945	-	(注)3	可決 98.66
吉川 淳	280,254	1,931	-	(注)3	可決 98.67
佐藤 邦彦	280,204	1,981	-	(注)3	可決 98.65
眞鍋 求	267,370	14,815	-	(注)3	可決 94.13
志賀 こず江	281,604	581	-	(注)3	可決 99.14
第4号議案					
角田 久樹	216,608	65,577	-	(注)3	可決 76.26
第5号議案	281,797	387	-	(注)1	可決 99.21

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分に加え、当日出席の役員及び大株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上